

福岡市の保育施策の状況について

目次

- I 保育所制度の概要
- II 保育所の運営と保育士の処遇
- III 私立保育所の収支構造等

I 保育所制度の概要

1 保育所の目的

2 福岡市の保育所数

3 福岡市の保育所入所状況の推移

4 福岡市の保育所関係予算の推移

5 子ども・子育て支援新制度

1 保育所の目的

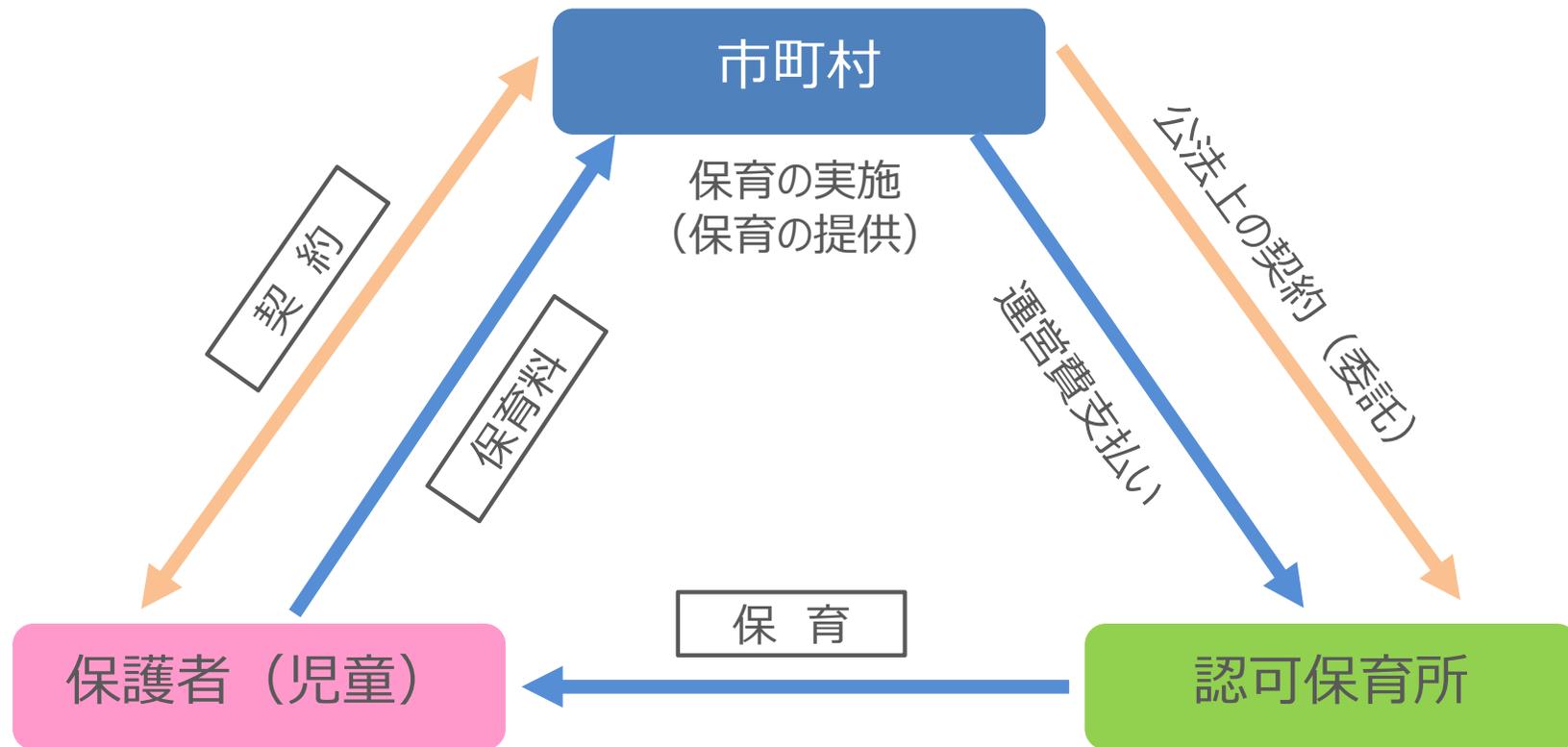
保育所とは・・・

- 児童福祉法に基づく児童福祉施設（児福法§7）
- 保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（児福法§39-1）

市町村は・・・

- 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、当該児童を保育所において保育しなければならない。（児福法§24-1）

➤ 保育所の利用手続き



2 福岡市の保育所数

➤ 運営主体別保育所数（平成27年4月1日現在）

（単位：箇所）

私 立					市 立	合 計
社会福祉法人	学校法人	宗教法人	その他	小計		
185	9	4	1	199	8	207

➤ 保育所数の推移（各年4月1日現在）

（単位：箇所）

区 分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
私 立	159	165	174	181	194	199
市 立	15	12	11	10	9	8
合 計	174	177	185	191	203	207

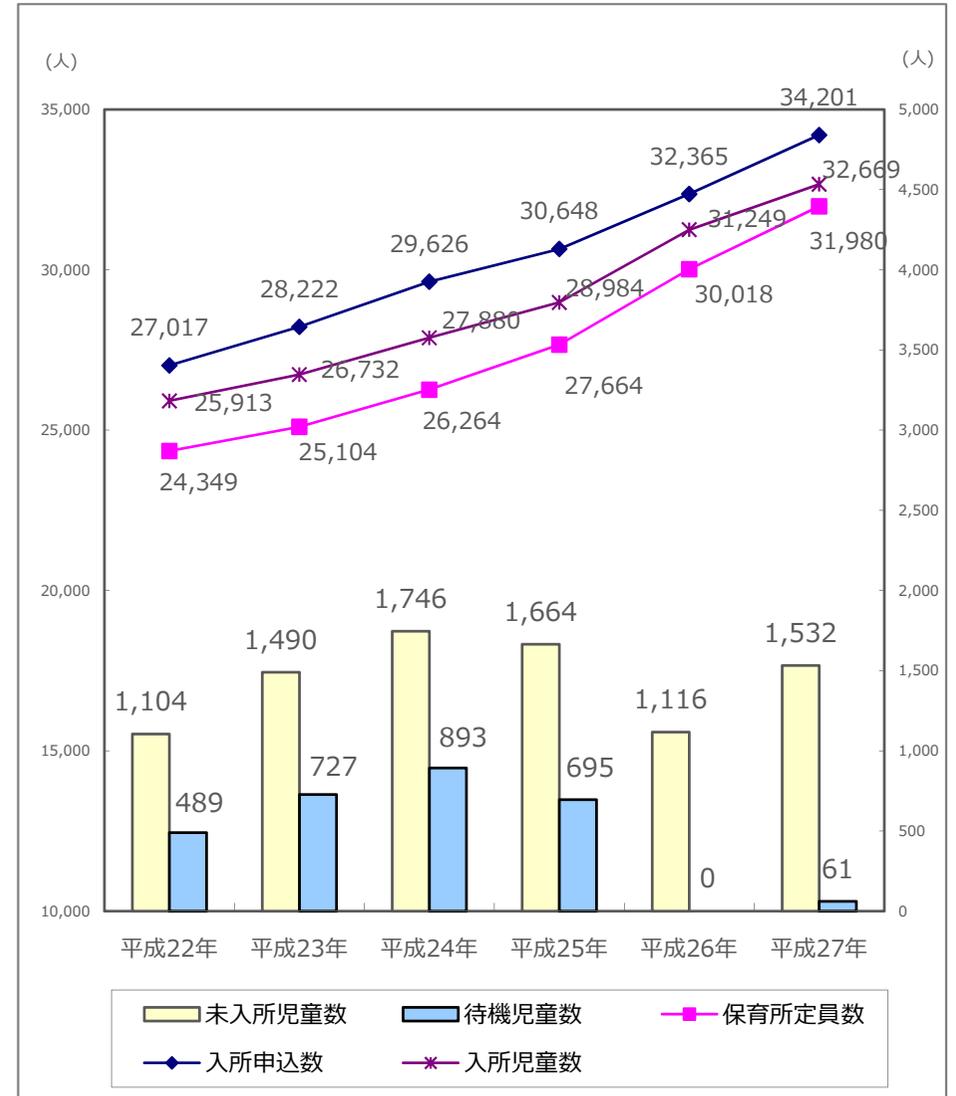
I 保育所制度の概要

3 福岡市の保育所入所状況の推移 (各年4月1日現在)

(単位：人)

区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成22-27年 増加率
就学前児童数 (a)	79,578	81,213	82,978	83,477	84,168	84,678	6.4%
前年増減(数)	1,143	1,635	1,765	499	691	510	
保育所定員数 (b)	24,349	25,104	26,264	27,664	30,018	31,980	31.3%
前年増減(数)	594	755	1,160	1,400	2,354	1,962	
入所申込数 (c)	27,017	28,222	29,626	30,648	32,365	34,201	26.6%
前年増減(数)	991	1,205	1,404	1,022	1,717	1,836	
入所児童数 (d)	25,913	26,732	27,880	28,984	31,249	32,669	26.1%
前年増減(数)	865	819	1,148	1,104	2,265	1,420	
未入所児童数 (e=c-d)	1,104	1,490	1,746	1,664	1,116	1,532	38.8%
前年増減(数)	126	386	256	▲ 82	▲ 548	416	
待機児童数 (f)	489	727	893	695	0	61	▲87.5%
前年増減(数)	16	238	166	▲ 198	▲ 695	61	
申し込み率 % (g=c/a)	34.0%	34.8%	35.7%	36.7%	38.5%	40.4%	18.8%
前年増減(ポイント)	+0.8	+0.8	+0.9	+1.0	+1.8	+1.9	

※ 定員数には、保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業（従業員枠含む）、居宅訪問型保育事業、幼稚園長時間預かり事業含む。



I 保育所制度の概要

4 福岡市の保育所関係予算の推移

(単位：百万円)

項目 \ 年度	H17	H22	H23	H24	H25	H26	H27
保育所運営費	19,252	21,687	23,153	24,226	25,360	26,684	30,692
事業補助金等	743	964	1,039	1,074	1,566	1,748	924
保育協会補助金	1,244	1,332	1,415	1,491	1,551	1,692	1,717
施設整備補助金	0	1,575	1,969	1,855	3,513	2,982	3,301
計 (A)	21,238	25,557	27,576	28,645	31,990	33,107	36,634
一般会計 (B)	692,700	738,600	766,200	766,200	759,600	776,300	782,000
割合 (A/B)	3.07%	3.46%	3.60%	3.74%	4.21%	4.26%	4.68%

※ 各項目の金額は、当初予算額



5 子ども・子育て支援新制度

(1) 社会保障と税の一体改革

すべての世代に安心感と納得感の得られる全世代型の社会保障への転換を図ることを目的に、「少子化対策」（子ども・子育て支援）にも、消費税の増収分が充てられることとされた。

消費税（10%）の増収分
14兆円のうち2.8兆円程度

子ども・子育て 0.7兆円程度※

医療・介護 1.5兆円程度

年金 0.6兆円程度

子ども・子育て支援の充実

- 子ども・子育て支援新制度の実施による、幼児教育・保育と地域の子ども・子育て支援の総合的推進・充実
- 「待機児童解消加速化プラン」の実施
- 新制度への円滑な移行を図るための保育緊急確保事業
- 社会的養護の充実

※ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要。
消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超の財源確保が課題

(2) 新制度の概要

① 子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法^(※)に基づく制度で、平成27年4月から実施

※ 子ども・子育て関連3法

- ・ 子ども・子育て支援法
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- ・ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

② 新制度の目的

- ア 質の高い幼児期の学校教育，保育の総合的な提供
- イ 保育の量的拡大・確保，教育・保育の質的改善（待機児童の解消等）
- ウ 地域の子ども・子育て支援の充実

(3) 新制度における主な変更点

① 保育の必要性の認定（支給認定）

新制度では，市町村が，保護者からの申請を受け，客観的な基準に基づき，保育の必要性を認定

保育の必要性の認定にあたっては，

ア 保育を必要とする事由（就労等）

イ 保育必要量（保育標準時間認定又は保育短時間認定） を認定

旧制度（～平成26年度）

保育時間（8時間）

※ 保育所等の利用者に区分なし。

新制度（平成27年度～）

保育標準時間認定（フルタイム就労を想定）

保育時間（11時間）

保育短時間認定（パートタイム就労を想定）

保育時間（8時間）

② 保育所運営費の充実

新制度の目的の一つである「保育の質の改善」を実現するため、従来の保育所運営費を充実

◆主な充実内容

事 項	内 容
保育標準時間認定への対応	「保育標準時間認定（11時間保育）」に対応するため、常勤保育士1人分、非常勤保育士3時間/日分の人件費を追加
研修の充実	職員が研修を受けるための費用として、代替要員費（保育士1人あたり年2日分）を追加
職員配置の改善	3歳児に対応する保育士の配置を、児童：保育士＝20：1から15：1にした場合の加算を創設
職員処遇の改善	平成25、26年度に職員の処遇を改善するために交付していた補助金を保育所運営費に加算として組み込み、改善率を充実（2.85%→3%）

Ⅱ 保育所の運営と保育士の処遇

1 開所日・開所時間

2 保育所の設備・運営基準

3 保育士の処遇

1 開所日・開所時間

(1) 開所日

月曜日～土曜日（祝日，12月29日～1月3日は除く。）

(2) 開所時間

区分	旧制度（～平成26年度）				新制度（平成27年度～）			
保育所	延長あり	月～金	7:00	18:00	22:00	7:00	18:00	22:00
		土	16:00	20:00	延長保育	延長保育		
	延長なし	月～金	7:30	18:00				
		土		16:00				
夜間保育所	月～土	延長保育	開所時間	延長保育	7:00	11:00	22:00	2:00

2 保育所の設備・運営基準

(1) 設備・運営の基準 (福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例)

厚生労働省令に従い、条例で保育所の職員配置や設備の基準を制定

◆基準の主な内容

項目	内容	
施設	乳児, 1歳児	乳児室又はほふく室 (児童1人当たり3.3㎡)
	2歳以上児	保育室又は遊戯室 (児童1人当たり1.98㎡)
		屋外遊戯場 (児童1人当たり3.3㎡)
職員	保育士, 嘱託医, 調理員を配置	
	保育士配置基準	乳児 児童:保育士 = 3:1
	※	1, 2歳児 6:1
		3歳児 20:1
		4歳以上児 30:1
保育内容	健康状態の観察, 設定保育, 自由遊び, 健康診断, 午睡 保育所保育指針 (厚労省告示) に基づく保育	

※ 上記配置基準上の保育士に加えて、保育所運営費の算定上、雇用費を積算されている保育士を配置する必要がある (加配保育士)。

(2) 保育士の配置基準 算定例 (定員：90人，入所児童数：90人)

	年齢区分	入所 児童数	保育士数				
			算出数 (※1)		小計 (※2)	合計	
最低基準	0歳児	8人	÷ 3	≒ 2.7人	9.7人 ↓ 10人	13人	
	1, 2歳児	30人	÷ 6	= 5.0人			
	3歳児	18人	÷ 20	= 0.9人			
	4, 5歳児	34人	÷ 30	≒ 1.1人			
加配	種類		加配人数		小計		
	定員90人以下の加配		1人		3人		
	保育標準時間認定対応の加配		1人				
	主任保育士専任化の加配 (加算)		1人				

※1 小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て)

※2 小数点以下四捨五入

※3 保育所運営費には、上記保育士の他、休憩代替等や保育標準時間認定子ども対応 (3時間/日)、研修代替のための保育士雇用費が算定されている (配置人数の基準なし)。

3 保育士の処遇

(1) 保育士を取り巻く状況

国は、「待機児童解消加速化プラン」における平成29年度末までの約40万人分の保育の受け皿確保に向け、国全体で新たに必要となる6.9万人の保育士を確保するため、平成27年1月に「保育士確保プラン」を策定

【保育士確保プランにおける新たな取組み】

- ・ 保育士試験の年2回実施の推進
- ・ 保育士に対する処遇改善の実施
- ・ 保育士養成施設で実施する学生に対する保育所への就職促進を支援
- ・ 保育士試験を受験する者に対する受験のための学習費用を支援
- ・ 保育士・保育所支援センターにおける離職保育士に対する再就職支援の強化
- ・ 福祉系国家資格を有する者に対する保育士試験科目等の一部免除の検討

(2) 福岡市における保育士の状況

① 潜在保育士数（推計）

（平成26年12月末日現在）

福岡市内の保育士 有資格者数 A	認可保育所 従事者数 B	認可外保育施設 従事者数 C	潜在保育士数 (A-B-C)
約16,600人	5,363人	632人	約10,600人

※1 福岡市内の保育士有資格者数は、平成26年12月末日現在の福岡県内の保育士有資格者数（福岡県発行の保育士証保有者数）に県の人口に占める福岡市の人口の割合を乗じて算出

※2 認可保育所従事者数及び認可外保育施設従事者数は、平成26年4月1日現在

② 市内保育士養成施設の卒業者数及び保育所就職状況

（単位：人）

年度	養成 施設数	卒業者数	左記のうち保育所への 就職者数（割合）	左記うち市内保育所への 就職者数（割合）
H24	13	1,265	507 (40%)	—
H25	13	1,292	534 (41%)	260 (49%)

資料出所：保育士養成施設等訪問調査（（一社）福岡市保育協会及び福岡市こども未来局実施）結果。平成24年度の市内保育所への就職者数は未調査

③ 私立保育所における保育士の離職状況

年度	私立 保育所数 (A)	雇用形態	離職者数 (B)	4/1現在の 保育士数 (C)	1施設当たりの 離職者数 (B/A)	当年度中に 離職した者の割合 (B/C)
H23	165 か所	正 規	300 人	2,251 人	2 人	13.3 %
		非正規	453 人	1,842 人	3 人	24.6 %
		計	753 人	4,093 人	5 人	18.4 %
H24	174 か所	正 規	342 人	2,368 人	2 人	14.4 %
		非正規	530 人	1,923 人	4 人	27.6 %
		計	872 人	4,291 人	6 人	20.3 %
H25	181 か所	正 規	375 人	2,511 人	2 人	14.9 %
		非正規	448 人	1,978 人	3 人	22.6 %
		計	823 人	4,489 人	5 人	18.3 %

※1 資料出所：福岡市子ども未来局調査結果

※2 正規保育士とは、施設が定めた勤務時間数のすべてを勤務している保育士であって、期間を決めずに雇われている者をいう。

※3 非正規保育士とは、正規保育士以外の保育士をいう。

④ 福岡市保育士・保育所支援センター

平成25年4月開設。就職希望者への相談や就職斡旋を実施

◆保育士・保育所支援センターの実績

年度	求職登録者数	就職斡旋者数 (延べ数)	就職成立者数
平成25年度	415人	346人	246人
平成26年度	254人	230人	158人
合計	669人	576人	404人

⑤ 保育士養成施設訪問調査

(一社)福岡市保育協会と連携し、福岡市及び近隣の保育士養成施設等を訪問し、就職担当教員等との情報交換、学生への保育所PRを実施

聴取した保育士の処遇に関する意見等

- ・ 仕事内容、時間の制約に対して、給与が低い。
- ・ 一般企業との賃金の差がある。
- ・ 非正規雇用が多い。
- ・ 正規職員ではない場合、時給も低いため、同じ時給なら他の仕事を選ぶのでは。 等

(3) 保育士の処遇等の状況

① 勤務形態

区 分	人数（構成率）	
	全 国	福岡市
常勤保育士	203,334人 (79.6%)	3,570人 (79.5%)
正規保育士	—	2,511人 (55.9%)
非常勤保育士	52,230人 (20.4%)	919人 (20.5%)
計	255,564人 (100.0%)	4,489人 (100.0%)

- ※1 資料出所：全国の数値は、平成25年社会福祉施設等調査。福岡市の数値は、平成25年度保育園職員名簿
- ※2 常勤保育士とは、施設が定めた勤務時間数のすべてを勤務している者をいう。
- ※3 正規保育士とは、常勤保育士のうち期間を決めずに雇われている者をいう。全国的な正規保育士数は不明
- ※4 非常勤保育士とは、常勤保育士以外の者をいう。

② 保育士の給与と他業種比較

◆全国の状況

職種	項目	所定内給与額 ①	年間賞与その他 特別給与額 ②	年額給与 ③ (①×12月+②)	月額給与 (③/12月)	勤続年数
全職種		299.6千円	841.6千円	4,436.8千円	369.7千円	12.1年
看護師		295.6千円	781.8千円	4,329.0千円	360.8千円	7.7年
福祉施設介護員		207.8千円	456.7千円	2,950.3千円	245.9千円	5.7年
ホームヘルパー		207.3千円	285.9千円	2,773.5千円	231.1千円	5.6年
幼稚園教諭		228.7千円	694.0千円	3,438.4千円	286.5千円	7.8年
保育士(全国)		209.8千円	573.8千円	3,091.4千円	257.6千円	7.6年
保育士(福岡県)		220.8千円	566.5千円	3,216.1千円	268.0千円	7.2年

※1 資料出所：平成26年賃金構造基本統計調査

※2 対象者は、一般労働者（短時間労働者（1日の労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者）以外の労働者）

※3 所定内給与額は、平成26年6月分として支給された現金給与額（基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などを含み、超過労働給与額は含まない。）であって、所得税及び社会保険料などを控除する前の額

※4 年間賞与その他特別給与額は、平成25年1月から12月までの1年間における賞与、期末手当等特別給与額（いわゆるボーナス）をいう。

※5 勤続年数は、労働者がその企業に雇入れられてからの勤続年数をいう。

◆福岡市の正規保育士の状況

	給与額 ①	期末勤勉手当等 ②	年額給与 ③ (①×12月+②)	月額給与 (③/12月)	勤続年数
保育士(福岡市)	230.9千円	873.6千円	3,644.4千円	303.7千円	6.2年

※1 資料出所：平成26年度保育園職員名簿

※2 対象者は、正規保育士

※3 給与額は、本俸額に長時間保育手当及び勤続手当、初任給調整措置費等を加えた額（通勤手当及び家族手当、超過労働給与額等は含まない。）であって、所得税及び社会保険料などを控除する前の額

※4 期末勤勉手当等は、期末勤勉手当額（本俸額等の3.95月分）に被服手当（7,700円）及び研修費（20,000円）を加えた額をいう。

Ⅲ 私立保育所の収支構造等

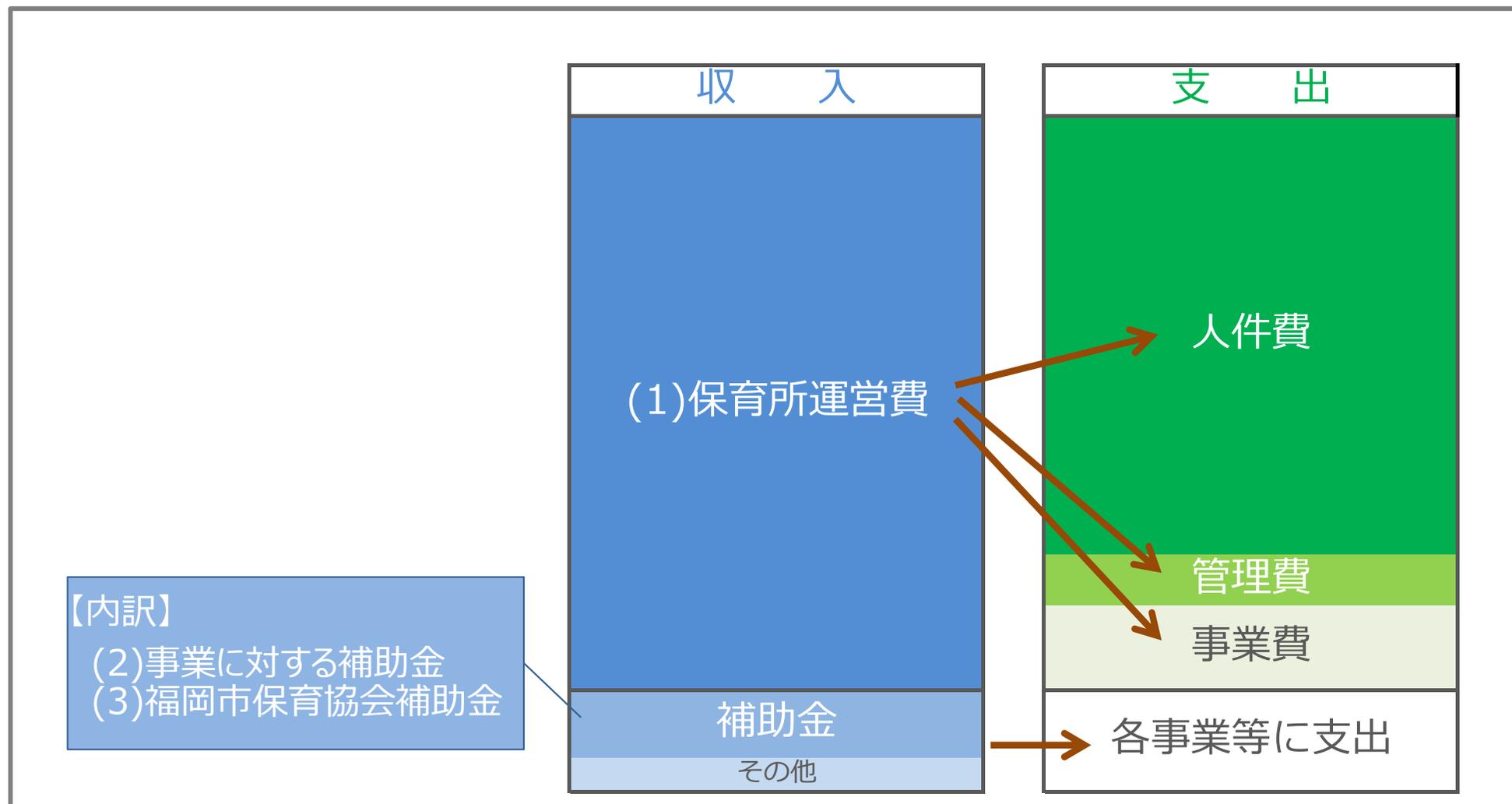
1 収支構造

2 収入の内訳

3 経営状況

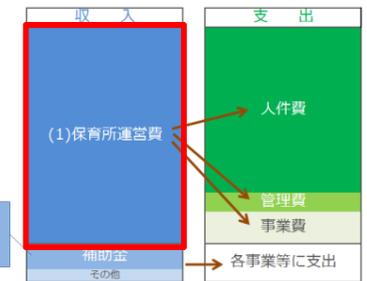
4 社会福祉法人制度改革の動向

1 収支構造



Ⅲ 私立保育所の収支構造等

2 収入の内訳



(1) 保育所運営費

市町村が，保育の実施（提供）を委託した私立保育所に対して支払う，児童の保育に要する費用。国が定める基準により算定

◆費用構成

旧制度（～平成26年度）

基本額

- 単価（※）× 各月1日現在の児童数
※地域，定員，年齢等の区分に応じて設定
- 単価の積算上の内訳
 - 人件費（職員給与等）：約81%
 - 管理費（職員研修費，被服手当，保健衛生費等）：約8%
 - 事業費（給食材料費，保育材料費等）：約11%
- 民間施設給与等改善費
職員の平均勤続年数に応じて基本額に上乗せ

- + 保育士等処遇改善臨時特例事業補助金
- + 改善率の充実

+

加算（10種類）

主任保育士専任加算，保育所事務職員雇上費 等

新制度（平成27年度～）

基本額

- 単価（※）× 各月1日現在の児童数
地域，定員，年齢，**保育必要量**等の区分に応じて設定
- 追加された積算項目
 - 常勤保育士1人分（延長保育基本分の給付化），
 - 非常勤保育士1人分（3時間/日），
 - 研修代替要員（職員1人あたり年間2日分）

+

加算（18種類）

主任保育士専任加算，事務職員雇上費加算，**処遇改善等加算**，休日保育加算，**3歳児配置改善加算**，療育支援加算，**栄養管理加算**，**第三者評価受審加算** 等

Ⅲ 私立保育所の収支構造等 - 2 収入の内訳 - (1) 保育所運営費

◆ 保育所運営費の算定例（国の算定例）

○ 90人（私立保育所の平均的な規模）とした上で、保育所を利用している子どもの各年齢別の構成割合の実態を踏まえて設定。

	児童数	構成割合
4歳以上児（30：1）	34人	38.3%
3歳児（20：1）	18人	19.7%
1、2歳児（6：1）	30人	33.3%
乳児（3：1）	8人	8.7%
合計	90人	100.0%

※地域区分：その他地域

※保育標準時間と保育短時間の比率は7：3と仮定

旧制度相当

新制度（平成27年度～）

項目	金額 A (質改善前)	金額 B (27年度単価)	備考 ☆：「質の改善」事項
基本分単価(⑥)	65,320千円	70,157千円	☆保育標準時間に対応した職員配置の改善 (延長保育基本分の給付化及び非常勤保育士1人(3時間分)の加配)、研修代替職員の配置(年間2日)
処遇改善(⑦)	5,650千円(10%)	7,908千円(13%)	・10%は現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費加算に相当する加算を保育所の勤続年数と同じ仮定で適用したもの ☆質改善により、3%の改善を実施
加算部分1(⑧～⑬)	5,594千円	7,266千円	・所長設置加算 ☆3歳児配置改善加算を追加
加算部分2(⑰～㉓)	3,823千円	4,815千円	・主任保育士専任加算(子育て支援活動費を追加)、事務職員雇上費加算 ☆療育支援加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算を追加
合計	80,387千円	90,146千円	・増加額：9,759千円(B-A)

※ 平成27年3月10日 内閣府開催 子ども・子育て支援新制度説明会 資料1-1「平成27年度における施設型給付等の公定価格について」P4より抜粋

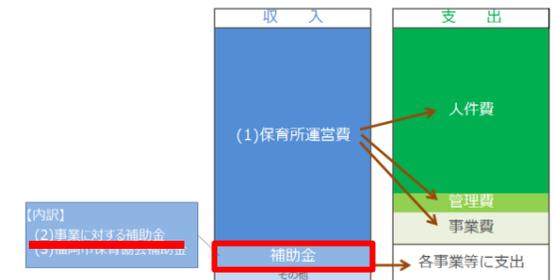
(2) 事業に対する補助金 (次頁に主な補助金を掲載)

① 根 拠

各補助金交付要綱等

② 補助概要

- ・ 延長保育や一時保育など、各種事業を行っている私立保育所に対し、利用実績等に応じて福岡市が保育所に交付する補助金
- ・ 国の市町村に対する補助（国庫補助）制度に基づき、福岡市において補助要綱等を定め、実施
- ・ 新制度への移行に伴い、一部を保育所運営費に組み込む等、国において国庫補助制度の変更を行っており、これを踏まえ、福岡市においても補助制度の整理を実施



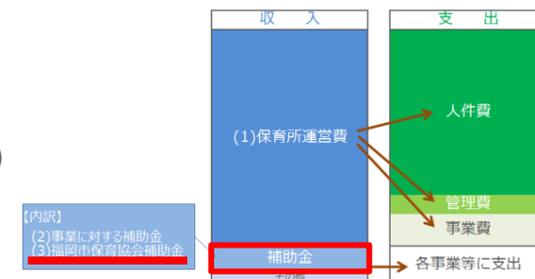
Ⅲ 私立保育所の収支構造等 - 2 収入の内訳 - (2) 事業に対する補助金

【主な補助金】

事業名		事業内容	市補助額	新制度における取扱い
一時保育事業		保育所において、通院やリフレッシュ等のため、一時的に家庭内保育ができない場合に子どもを預かる事業	単価（900円又は1,800円）×延べ利用児童数	変更なし
障がい児保育事業		保育に欠け、集団保育になじむと判定された障がい児の受入れを行う事業	障がいの程度（3区分）に応じて保育士の雇用費を助成	変更なし
延長保育促進事業	延長保育事業	11時間の開所時間を超え、1～4時間の延長保育を実施する事業	延長時間、利用児童数に応じて助成	変更なし
	延長保育推進事業	延長保育事業を実施する保育所において、通常開所時間の保育士配置の充実を図る事業 国庫補助における「延長保育基本分」に該当	120万円（保育士1人分の雇用費）	保育所運営費へ移行（基本単価に追加）
休日保育事業		日曜・祝日等の保護者の就労により児童が保育に欠けている場合等の休日保育の需要に対応する事業	300万円＋延べ利用児童数に応じた加算	保育所運営費へ移行（休日保育加算）
保育士等処遇改善臨時特例事業		保育所において、保育士等の処遇改善に取り組む事業	職員の平均勤続年数を基礎とした基準により処遇改善費用を助成	保育所運営費へ移行（処遇改善等加算）

(3) 福岡市保育協会補助金 (昭和45年～)

- ① **根拠**：福岡市保育協会補助金交付要綱 等 (独自制度)
- ② **目的**：私立保育所職員の処遇改善，資質の向上及び保育所運営の円滑化を図ること
- ③ **執行方法**：市が，(一社)福岡市保育協会に対して補助金を交付し，同協会が，市の交付基準に従い，補助金を私立保育所に配分するとともに，一部を直接執行



補助対象 (補助項目)	
協会が執行	① 保育協会の運営に要する費用 (人件費，事務費，管理費)
	② 研修等の保育協会が行う事業に要する費用 (一般職員研修，人権研修 等)
保育所に配分	③ 職員の処遇改善，資質の向上に要する費用 (長時間保育手当，勤続手当，初任給調整措置費，研修費，被服手当)
	④ 入所児童の処遇改善に要する費用【職員雇用費】 (充実保育士雇用費，パート調理員雇用費，週休代替職員雇用費 等)
	⑤ その他，私立保育所の運営に要する費用 (施設研修費，退職共済掛金，「腸管出血性大腸菌」対策検便経費 等)

【参考】福岡市保育協会について

- 名 称
一般社団法人 福岡市保育協会
- 設立目的
福岡市内の民間保育所の振興と円滑な運営を図ることにより、児童福祉の増進に寄与すること。
- 主な事業
 - ・ 民間保育所の保育事業に関する調査研究及び啓もう
 - ・ 民間保育所の施設長及び職員の研修，指導及び処遇改善 等
- 設 立
昭和45年（昭和59年9月社団法人化。平成24年4月一般社団法人化）
- 会 員
保育所の施設長又は設置者の代表者（現在全ての民間保育所が加盟）

3 経営状況

(1) 平成25年度決算の状況 (福岡市における1保育所あたりの平均)

保育所数 (H25年度末現在)	182か所
定員数 (H25年度末現在)	145人

収支状況		金額
事業活動収入計	A	154,618千円
運営費収入		131,597千円
経常経費補助金収入		15,640千円
利用料収入		2,429千円
その他収入		1,761千円
国庫補助金等特別積立金取崩額		3,191千円
事業活動支出計		150,855千円
人件費	B	110,108千円
事務費	C	12,654千円
事業費	D	20,784千円
減価償却費	E	7,296千円
その他支出	F	13千円
事業活動収支差額		3,763千円
事業活動外収入計		3,840千円
事業活動外支出計		2,403千円
事業活動外収支差額		1,437千円
経常収支差額	G	5,200千円

事業活動収入に対する比率		割合
人件費比率	B/A	71.21%
事務費比率	C/A	8.18%
事業費比率	D/A	13.44%
減価償却費比率	E/A	4.72%
その他支出比率	F/A	0.01%
経常収支差額率	G/A	3.36%

【参考】 平成25年度における施設整備等の実施・未実施別の経常収支差額率の比較

区分		経常収支差額率
実施	40か所	1.14%
未実施	142か所	4.08%

Ⅲ 私立保育所の収支構造等 - 3 経営状況

(2) 繰越金の状況

当期末支払資金残高 + 積立金 = 累積繰越金 (福岡市保育協会補助金交付要綱第2条第7号)

◆ 累積繰越金の推移 (全保育所)

(単位：千円)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
累積繰越金額	8,320,975	8,476,772	9,004,077	9,540,234	9,849,111	10,008,343	8,949,312
1 保育所あたりの累積繰越金額	54,743	55,044	57,718	60,001	59,692	56,866	49,172
前年度増減	-	301	2,674	2,283	▲ 309	▲ 2,826	▲ 7,694

【参考1】 施設整備等の実施・未実施別の累積繰越金の推移

(単位：千円)

		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
実施	累積繰越金額	4,698,589	4,745,218	4,932,253	5,178,688	5,302,317	5,408,164	4,248,939
	1 保育所あたりの累積繰越金額	58,732	57,869	58,717	59,525	57,014	52,002	38,627
	前年度増減	-	▲ 863	848	808	▲ 2,511	▲ 5,012	▲ 13,375
未実施	累積繰越金額	3,622,386	3,731,554	4,071,824	4,361,546	4,546,794	4,600,179	4,700,373
	1 保育所あたりの累積繰越金額	50,311	51,827	56,553	60,577	63,150	63,891	65,283
	前年度増減	-	1,516	4,726	4,024	2,573	741	1,392

※ 未実施の保育所とは、平成19年度から平成25年度において施設整備等を実施しなかった保育所（72箇所）をいう。

【参考2】 私立保育所の整備状況

(単位：箇所)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
保育所数	152	154	156	159	165	176	182
整備箇所数	5	5	15	25	25	32	47
新築等	3	2	3	6	9	7	13
増改築・内部改修等	2	3	12	19	16	25	34

※ 1 保育所数は各年度末日現在。整備箇所数は、各年度において整備事業を実施した保育所の数

※ 2 新築等のうち、平成19年度の1か所及び平成24年度の2か所、平成25年度の1か所は、それぞれ当該年度中途に開所

4 社会福祉法人制度改革の動向

(1) 社会保障審議会福祉部会報告

① 経緯

平成18年6月	公益法人制度改革（財団法人制度改革。社会福祉法人制度改革は未着手）
平成26年6月	規制改革実施計画 閣議決定 「保育事業等における経営管理の強化」
7月	「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」報告書
平成27年2月	社会保障審議会福祉部会報告書

② 社会福祉法人の今日的意義

- 今日、福祉ニーズが多様化・複雑化してきおり、高い公益性と非営利性を備えた社会福祉法人の役割が、ますます重要に。
- 社会福祉法人の今日的な意義は、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすとともに、他の事業主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足することにより、地域社会に貢献していくこと。
- このような役割を果たしていくため、社会福祉法人には、これまで以上に公益性の高い事業運営が求められており、法人の在り方そのものを見直す必要がある。
- また、社会福祉法人がその役割を適切に果たすためには、率先して、職員の処遇改善や労働環境の整備等に取り組むことが求められる。

③ 見直しの方向性



【現状・課題等】

- ・制度発足以来の経営組織。不十分な内部統制の仕組み
- ・内部牽制が働かないことによる理事長等の専断
- ・公益法人制度での積極的な情報開示の導入
- ・高い公益性と非営利性にふさわしい財務規律の確立
- ・既存制度や他の事業主体では十分に対応できない者への支援の必要性の高まり
- ・内部留保（利益剰余金）の実態を明らかにし、適正な活用を促す仕組みの欠如

【見直しの方向性】

- 経営組織の在り方**
 - ・理事会や評議員会，役員等の役割や権限，責任等の明確化
 - ・地域や利用者の意見を聞く運営協議会の設置
- 運営の透明性**
 - ・定款，財務諸表，補助金や役員報酬基準の公表の義務化
- 適正かつ公正な支出管理**
 - ・適正な役員報酬（給与，賞与含む）を法人が定め，公表を義務化
 - ・親族など利害関係者との取引内容の公表
- 地域における公益的な取組の責務**
 - ・無料・低額の福祉サービス提供を責務として位置づけ
- 内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下**
 - ・内部留保のうち，土地など事業に必要な財産以外はすべて福祉サービス等に使用

所轄庁による指導監督の強化

(2) 社会福祉法等の一部を改正する法律案 (平成27年4月国会提出)

社会福祉法の一部改正の概要

- ① **経営組織のガバナンスの強化**
 - ・ 議決機関としての評議員会を必置（小規模法人について評議員定数の経過措置）、一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等
- ② **事業運営の透明性の向上**
 - ・ 財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表 等
- ③ **財務規律の強化（適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉事業等への計画的な再投資）**
 - ・ 役員報酬基準の作成と公表，役員等関係者への特別の利益供与の禁止等
 - ・ 「社会福祉充実残額（再投下財産額）」（純資産の額から事業の継続に必要な財産額（※）を控除等した額）の明確化
 - ※①事業に活用する土地，建物等②建物の建替，修繕に要する資金③必要な運転資金④基本金及び国庫補助等特別積立金
 - ・ 「社会福祉充実残額」を保有する法人に対して，社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け等
- ④ **地域における公益的な取組を実施する責務**
 - ・ 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって，無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定
- ⑤ **行政の関与の在り方**
 - ・ 所轄庁による指導監督の機能強化，国・都道府県・市の連携等

施行期日 平成29年4月1日（一部は，平成28年4月1日）